

15. 税金の減免など

(1) 住民税・所得税

■ 住民税

前年の12月31日現在、下記に該当する場合、申告により所得の控除や非課税の措置が受けられます。

内容	対象者
障害者控除 1人につき所得控除26万円	本人・同一生計配偶者・扶養親族が、身体障害者手帳3～6級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2～3級を持つ方など
特別障害者控除 1人につき所得控除30万円 同居の場合は所得控除53万円	本人・同一生計配偶者・扶養親族が、身体障害者手帳1～2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方など
小規模企業共済等掛金控除 支払った掛金全額が所得控除	心身障害者扶養共済制度にかかる契約で一定の要件を備えた方
障害退職加算 退職所得控除に100万円加算	在職中に障がい者になったことを直接の原因として退職した方
前年の合計所得金額135万円以下 非課税	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方など

◎担当窓口：南丹市税務課 電話：0771-68-0004／FAX：0771-63-0653

■ 所得税

前年の12月31日現在、下記に該当する場合、申告により所得から控除することができます。

内容	対象者
障害者控除 1人につき所得控除27万円	本人・同一生計配偶者・扶養親族が、身体障害者手帳3～6級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2～3級を持つ方など
特別障害者控除 1人につき所得控除40万円 同居の場合は所得控除75万円	本人・同一生計配偶者・扶養親族が、身体障害者手帳1～2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方など
小規模企業共済等掛金控除 支払った掛金全額が所得控除	心身障害者扶養共済制度にかかる契約で一定の要件を備えた方
障害退職加算 退職所得控除に100万円加算	在職中に障がい者になったことを直接の原因として退職した方

◎担当窓口：園部税務署 電話：0771-62-0340

(2) 自動車税 (環境性能割・種別割)・軽自動車税 (環境性能割・種別割)

下記に該当する場合、障がい者1人につき1台に限り、専ら障がい者の移動に利用する自家用車などについて、申請により税金を減免できます。

内容	対象者
■自動車税 (種別割) グリーン化税制除き 上限 45,000円減免	下記のいずれかの障害者手帳などを持つ方 (基準日： 毎年4月1日)
■自動車税 (環境性能割) ■軽自動車税 (環境性能割) 課税標準額300万円に 環境性能割の税率を乗じ て得た額を限度として減免 (例：税率2%の場合は 60,000円減免)	①視覚1～4級 ②聴覚2～4級 ③平衡機能3・5級 ④音声機能3級 (喉頭摘出のみ) ⑤上肢1～3級 ⑥下肢1～6級 ⑦体幹1～3・5級 ⑧乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能 (上肢1～3級・移動機能1～6級) ⑨心臓・腎臓・呼吸 器・ぼうこう・直腸・小腸機能1・3・4級 ⑩免疫・肝臓機能1～4級 ⑪療育手帳A ⑫精神障害者保健福祉手帳1級程度 (精神通院の自立 支援医療受給者のみ・軽自動車税は手帳1級のみ)
■軽自動車税 (種別割) 全額減免	

《障がい者本人・自動車などの所有 (取得) 者・運転者の関係》

■自動車税 (環境性能割・種別割)・軽自動車税 (環境性能割)		
障がい者本人	所有 (取得) 者	運転者
18歳以上 ①生徒・学生 ②身体障害者手帳1～2級・戦傷病者 手帳特別項症～第3項症・療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級程度 ①・②・③以外	本人・生計同一者	本人・生計同一者
18歳未満	生計同一者	
音声機能障がい	本人	
上表の「対象者」のみの世帯の場合	本人	常時介護者
■軽自動車税 (種別割)		
障がい者本人	所有者	運転者
上表の「対象者」	本人・生計同一者	身体障がい者本人・生計同一者、 または常時介護者 (上表の 「対象者」のみの世帯の場合)
※専ら上表の「対象者」の移動に利用するための構造をした軽自動車も、減免できる場合があります。毎年、納期限までに申請が必要です。		

◎^{たんとうまどぐち}担当窓口

^{じ どうしゃぜい}自動車税（^{かんきょうせいのうわり}環境性能割・^{しゅべつわり}種別割）・^{けい じ どうしゃぜい}軽自動車税（^{かんきょうせいのうわり}環境性能割）

＝^{じ どうしゃぜいかん り じ むしよ}自動車税管理事務所 ^{でん わ}電話：075-672-6155／FAX：075-672-2995

^{じ どうしゃぜい}自動車税（^{しゅべつわり}種別割）

＝^{なんたんこういきしんこうきょくぜい む か}南丹広域振興局税務課

^{でん わ}電話：0771-22-0330／FAX：0771-22-0415

^{けい じ どうしゃぜい}軽自動車税（^{しゅべつわり}種別割）＝^{なんたん し ぜい む か}南丹市税務課

^{でん わ}電話：0771-68-0004／FAX：0771-63-0653

(3) 相続税・贈与税

■ 相続税

法定相続人が障がい者の場合、通常の相続税額から下記の金額を控除できます。控除しきれない金額は扶養義務者の相続税額から控除できます。

また、心身障害者扶養共済制度の受給権は非課税です。

内容	対象者
85歳までの期間につき年10万円控除 平成26年12月31日以前の相続開始は 年6万円控除	身体障害者手帳3～6級・療育手帳B・精神 障害者保健福祉手帳2～3級を持つ方
85歳までの期間につき年20万円控除 平成26年12月31日以前の相続開始は 年12万円控除	身体障害者手帳1～2級・療育手帳A・精神 障害者保健福祉手帳1級を持つ方

◎担当窓口：園部税務署 電話：0771-62-0340

■ 贈与税

障がい者の生活費などのため、一定の契約により障がい者を受益者とする財産の信託があった場合、下記の金額を非課税にできます。なお、信託時には信託会社を通じて、障害者非課税信託申告書を所管の税務署長に提出しなければなりません。

また、心身障害者扶養共済制度の受給権は非課税です。

内容	対象者
信託受益権の価額のうち 3,000万円非課税	身体障害者手帳3～6級・療育手帳B・精神障害者保健 福祉手帳2～3級を持つ方で、精神に障がいのある方
信託受益権の価額のうち 6,000万円非課税	身体障害者手帳1～2級・療育手帳A・精神障害者保健 福祉手帳1級を持つ方で、精神に障がいのある方

◎担当窓口：園部税務署 電話：0771-62-0340

(4) その他の税金

■個人事業税

重度の視力障がい者（両眼の視力の和0.06以下）があんま・はりなどの事業を行う場合、税金を非課税にできます。

◎担当窓口：南丹広域振興局税務室 電話：0771-22-0330／FAX：0771-24-4683

■ゴルフ場利用税

下記に該当する場合、申請により税金を非課税にできます。

内容	対象者
障害者手帳の提示で非課税	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳を持つ方など

◎担当窓口：南丹広域振興局税務課 電話：0771-22-0330／FAX：0771-22-0415

■預金等の利子所得税

下記に該当する場合、申請により預金などの利子課税を非課税にできます。

内容	対象者
●預金など 元本350万円まで	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方
●国債など 額面350万円まで	

◎担当窓口：各金融機関